十二月定例議会

昭和五十年度決算等を認定

四会計総べて黒字繰越に

昭和五十一年十二月定例議会は、さる十二月十六日から二十五日までの十日間を会期として開催されました。

会議は、初日と二日目および最終日の三日間を本会議に充て、途中は常任委員会の付託議案審議、事務調査、全員協議会等が行なわれました。

今回提案された主な議案は昭和五十年度一般会計決算および三特別会計決算と、昭和五十一年度各会計補正予算等でいずれも原案どおり可決されました。

可決された主な議案は次のとおりです。

◇昭和五十年度 各会計決算

◎一般会計

歳入総額	九一八、一六一千円
歳出総額	八八九、九八九千円
差引繰越額	二八、一七二千円

◎国保特別会計

歳入総額	一九九、八四〇千円
歳出総額	一七六、二四四千円
差引繰越額	二三、五九六千円

◎農業共済特別会計

歳入総額	三四、二五〇千円
歳出総額	二六、〇六六千円
差引繰越額	八、一八四千円

◎焼山簡易水道特別会計

歳入総額	九六二千円
歳出総額	八一二千円
差引繰越額	一五〇千円

◇昭和五十一年度 一般会計補正予算

主な費用

産業育成資金	六〇万円
二本木踏切工事費	一二〇万円
道路改良補償費	一九〇万円
鳥屋野潟浄化対策費	八八万円
横小雪囲い工事費	八〇万円
その他	三二八万円
合　計	八六六万円

◇昭和五十一年度 国保会計補正予算

主な費用

高額医療費	二〇〇万円
その他	一三万円
合　計	二一三万円

◇昭和五十一年度 広域簡水補正予算

主な費用

受水費	三五〇万円
修繕費	六八万円
その他	二六万円
合　計	四四四万円

◎村職員の給与条例の一部改正について

十二月の期末手当、支給率「百分の二百十」が「百分の二百」に、六月の勤勉手当、支給率「百分の六十」が「百分の五十」にそれぞれ減額改正。

その他諸手当（扶養、通勤住居、宿日直）は若干増額改正。

本俸については、平均六・八％（七、八七七円）引上改正。

適用は昭和五十一年四月一日からですが、既支給であった六月の勤勉手当は、今回に限り減額しない特例になっています。

◎昭和五十一年度一般会計補正予算（5号、6号）

この補正予算は、衆議院総選挙および参議院補欠選挙費用二二九万一千円の外、職員の給与改定費用として二、六三八万七千円が計上されています。

ニセ税理士にご注意

納税者の皆さんが、間違いのない申告を行い、安心して納税していただけるよう、皆さんの立場にたって相談に応じてくれるのが税理士です。

税理士は法律に定められた資格をもって、税務書類の作成や税務の相談など税金に関係するいろいろな仕事をしている税の専門家です。

税理士の資格を持たない人が、申告書などの税務書類の作成や、税務相談をすることは法律違反となるばかりでなく、正しい書類の作成ができないことが多く、ときには多額の報酬を要求するなど、納税者の皆さんに迷惑をかけることがあります。

国税局、税務署では、このようないわゆる〝にせ税理士〟を取締っておりますが、皆さんも新たに税理士に依頼される場合には注意して下さい。税理士かどうかは税務署・税理士会におたずねください。

11月臨時議会

職員給与条例等を改正

昭和五十一年度における国家公務員に対する人事院の給与改定勧告によって、給与法案が国会で可決されたことに伴なう、村職員の給与等を改定するための、条例改正および給与費、衆・参選挙費等の補正予算を審議する臨時議会がさる十一月三十日招集されました。

可決された主な議案は次のとおりです。

◎議会議員の期末手当支給条例一部改正について

十二月の期末手当、支給率を「百分の二百十」を「百分の二百」に減額改正。

おそろしいLPガス事故

―冬期は充分な点検を―

県内のLPガスによる事故は、届け出のあったものだけで四十八年と四十九年が各二十一件、五十年は十四件でした。

事故の原因は元栓、コックの締め忘れ、パイロットバーナーの立ち消えなど取扱いの不注意によるものがほとんどで漏れたガスに引火して火傷を負うような事故も起きています。

冬場に入って除雪の際の器具の破損や調整器の凍結など事故に結びつくケースが心配されることから、各家庭でも事故防止のため充分な注意が望まれます。LPガスの販売店は一般家庭の器具類が基準に合っているかどうか調査するよう法律で義務づけられていますが、各家庭でも次の事項に注意し、事故を起こさないよう心がけてください。

(1)除雪にあたって

○雪下しは、容器、配管の周囲を避けること。

雪の重みでゴムホースがはずれることがあります。

○容器の周囲は常に除雪すること。

ガスが漏れたらすぐ容器元弁を閉めるように。

○容器は小屋がけ等の保護をすること。

雪下し、落雪等のショック雪の重みを防止できます。

(2)調整器の凍結防止について

○調整器をポリエチレン袋等で覆い、雨水、融雪等水分が入らないようにすること。

○容器と調整器までの配管などの金属部分はテープ等で覆い保温すること。

(3)ガス漏れに気付いたら

○まず火気を消し

○コックと容器の元弁を閉じ

○窓、扉を開放し換気を十分すること。

○豆炭コタツ等の消火も忘れないこと。

(4)その他の注意

○就寝、外出時には、コック元栓を必らず閉めること。

○設備の異常に気がついたらすぐ販売店に点検してもらうこと。

三混予防接種中止

予防接種法が改正されることにより一時延期していた百日咳、ジフテリア、破傷風の混合ワクチン二期の接種（昭和四十八年三月一日～昭和四十九年六月三十日）は法律の改正後に予定していましたが、一期接種後すでに十八カ月を経過しているため接種できないことになりましたので五十一年度分は中止いたします。

〈小規模企業共済〉

事業主も退職金制度加入へ

従業員の退職金は今や常識ですが、事業主でも退職することがあります。このような時に備えて事業主の生活安定を図る退職金制度それが国でつくられた人企業共済制度です。

◆加入できる方は

従業員が二十人（商業、サービス業は五人）以下の個人事業主および会社の役員の方々です。また自由業の方も加入できます。

◆毎月の掛金は

一口、五百円から最高二十口、一万円まで自由にきめられます。

◆お申し込み窓口は

横越村商工会　☎三七七三番

年金だより

国民年金保険料

二、二〇〇円になります

現在、国民年金の保険料は定額保険料が一カ月一、四〇〇円、付加保険料が一カ月四〇〇円ですが、この四月から定額保険料のみ一カ月二、二〇〇円に改定されます。

もともと国民年金の加入者は、所得の高い人や低い人などその階層は非常に複雑です。

このような特殊性を考えて国民年金の保険料は、急激な負担増をさしひかえ、毎年、除々に引き上げるという方法がとられてきました。今度の改定は、昨年の制度改善にともなうアップということですが、引き上げ幅については、これまでの考え方にたってゆるやかに給付水準に見合った負担をしていただくということにしています。

したがって、以後も毎年、保険料の改定が行われることになりますが、第一段階の月二、二〇〇円でも非常に高くなったという感じをもたれるかも知れません。しかし、サラリーマンの年金である厚生年金では、月給十万円の人は月四、五五〇円、月給二十万円の人は月九、一〇〇円の保険料を負担しています。これらのことと比較して考えてみますと、国民年金の保険料は特殊な事情を考慮して、ゆるやかな上昇となっていることがおわかりいただけるでしょう。国民年金をよりよい制度にするために、また制度を将来にわたって健全に運営していくために行なわれる今後の保険料改正について皆さんの理解と協力をお願いします。

（注）付加年金とはもう少し多く納めてもよいから、より高い年金を受けたいという被保険者は、本人の希望でいつでも申込みできます。加入期間は一カ月でも一年でもよく加入期間に応じた年金が定額年金に上積みされます。たとえば、定額保険料と付加保険料をそれぞれ二十五年納めた場合、定額年金額三三九、六〇〇円に付加年金額六〇、〇〇〇円が上積みされ、三九九、六〇〇円の老令年金が一生受けられます。この付加保険料二十五年の納付額は一二〇、〇〇〇円。しかし、年金を受け始めて二年経つと、いわゆるもとがとれる勘定です。

加入希望者は認印持参で役場年金係へ申し込み下さい。

県立新潟高校（通信教育）生徒募集

新潟高校通信制では、昭和五十二年度新入生を募集しています。この高等学校通信制は、主として自宅で受ける通信教育によって、四年以上在学し、所定の単位を取れば、高校卒業の資格が与えられる制度です。

☆入学資格

中学卒業と同等以上の学歴の者（年齢は問いません）

☆募集コース

卒業コース（高校卒業資格取得を目的とし、第一学年から入学）

編入コース（高校中退者で編入学を希望する者）

☆科目別コース（卒業を目的とせず一部科目のみ履修を希望する者）

☆願書受付期間

二月二十一日～四月十一日

☆選抜方法

出身中学（高校）から提出される書類を主にして選考し、試験は行ないません。

☆入学案内、願書請求

返信用封筒に、あて名を明記して切手六〇円を添えて左記あて、申込んでください。

新潟市関屋下川原町二

新潟県立新潟高等学校通信制

☎（〇二五二）四四―五二六八番

〝農耕用軽油免税証〟交付案内

～耕転・代掻用～

毎年実施しております耕転代掻用に使用する軽油免税キップの交付、事前受付事務を次により行いますので、手続きをされるよう、ご案内します。

一、日時　二月十四日～二月十五日　午前九時より

二、場所　役場二階　第二会議室

三、持参するもの

①継続申請の方

免税使用者証（本人に交付済みです）

印鑑（共同の場合は全員のもの）

②新規申請の方

機械購入証明書（農機具店で発行します）

印鑑（共同の場合は全員のもの）

四、注意事項

①受託耕作のある方は、耕作受託証明が必要であり委託者の印鑑を持参願います。

②委託者が他市町村の場合はその人が住んでいる市町村から委託者の耕作証明書をもらって来て下さい。

③機械を入替えた場合も機械購入証明を持参願います。

④使用者証をなくされた方については、後日新津財務事務所へ行ってもらうことになります。

○不明の点は役場産業経済課へ連絡下さい。